

# 令和8年4月から現物給与の価額が改正されました

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 （総面積1平方 メートルにつき）	その他の 報酬等
	1人1月当 たりの食事の額	1人1日当 たりの食事の額	1人1日当 たりの朝食のみ の額	1人1日当 たりの昼食のみ の額	1人1日当 たりの夕食のみ の額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価 自 社 製 品 通 勤 定 期 券 な ど
2 青 森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩 手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮 城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋 田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山 形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福 島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨 城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃 木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群 馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼 玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千 葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東 京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神 奈 川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新 潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富 山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石 川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福 井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山 梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長 野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐 阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静 岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛 知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三 重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋 賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京 都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大 阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵 庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈 良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和 歌 山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥 取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島 根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡 山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広 島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山 口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳 島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香 川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛 媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高 知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福 岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐 賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長 崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊 本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大 分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮 崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿 児 島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖 縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。